

第17回東通地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1 日 時

令和8年5月22日（金） 14:00～14:45

2 場 所

青森県庁及びテレビ会議

3 出席者

国： 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、
防衛省・自衛隊

関係自治体等： 青森県、青森県警察本部

オブザーバー： 東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、下北地域広域行政
事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、東北電力株式
会社、日本原燃株式会社

庶務： 内閣府 戸塚推進官、小沼専門官、山瀬補佐、松浮主査
池田防災専門官、小林防災専門官

4 議 題

- (1) 緊急時対応の取りまとめについて
- (2) その他

5 配付資料

- ・資料1 東通・六ヶ所地域の緊急時対応（全体版：案）
- ・資料2 東通原子力発電所と六ヶ所再処理工場等が同時発災した場合の対応（案）

6 概 要

- (1) 緊急時対応の取りまとめについて

○ 内閣府から、資料1に基づき、

- ・ 前回の作業部会の御指摘を踏まえ、「大雪時における対応」の項目を新設し、
前回盛り込んでいた除雪体制や大雪時等における防護措置に関する内容を
集約したこと
- ・ その上で、当該項目に、除排雪管理システムの導入や排雪予定マップの公表
等の降雪時の避難経路の確保に係る青森県における取組や、豪雪への対応を
図る必要が生じた場合における豪雪対策本部会議等の設置等の豪雪時にお
ける除雪体制に関する内容も新たに盛り込んだこと
- ・ 再処理工場と同様、MOX燃料工場についても、原子力災害対策指針に基づ
きUPZが設定されていることから緊急時対応の対象として新たに記載し

たこと
などについて、説明があった。

- 内閣府から、資料２に基づき、東通原子力発電所と六ヶ所再処理工場等が同時発災した場合の対応案として、
 - ・ 同時発災した場合の原子力災害対策重点区域が重なる地域の防護措置は、事態が進展している原子力施設の緊急時活動レベルに応じた措置を講じること
 - ・ 一時移転等が必要になった場合は、状況を見つつ、自治体からの意見も聞きながら原子力災害対策本部が避難先を決定すること
 - ・ 同時発災した場合の現地の対応は、原子力災害対策マニュアルの原則に則り、それぞれ原子力災害現地対策本部を設置し、原子力施設ごとに対応していく体制を構築することについて、説明があった。

- 原子力規制庁から、資料２の同時発災の内容について、資料１に何か記載はあるのか、今後、資料１に盛り込まれるのか、との質問があった。
これに対して内閣府より、同時発災に関しては、資料１に「六ヶ所再処理工場等のＵＰＺは東通原子力発電所のＵＰＺに包含されているため、東通原子力発電所と六ヶ所再処理工場等が同時発災した場合は、第１章に準じて対応する」と記載していること、本日の議論を踏まえ、今後、資料２の内容について資料１に必要な反映をすることを検討する旨の回答があった。

- 原子力規制庁から、同時発災した際の両オフサイトセンターへの参集要員の内訳や振り分け方法について何か決まっているのか、との質問があった。
これに対して内閣府より、具体的な人数や体制は、今後、適宜検討していくこととなる旨の回答があった。

(２) その他

- 内閣府から、今回は、本日いただいた意見を踏まえて必要な反映をしていくこと、例えば、他地域の緊急時対応に盛り込まれている原子力災害対策指針の改訂を踏まえた「屋内退避中の一時外出」等を議論することを考えているが、追加の意見や議論すべき内容があれば、１週間程度を目途に、内閣府や青森県にいただきたい旨、発言があった。

以 上